

在宅療養の体制の強化について

資料5

令和5年度第2回 東京都在宅療養推進会議資料

これまでの主な取組

都は、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する区市町村の取組を支援（財政支援、在宅療養に関わる人材の育成等）

区市町村における
具体的取組

- ✓ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進
- ✓ 在宅療養相談窓口の設置
- ✓ ICTを活用した情報共有・多職種連携 など
- ✓ 後方支援病床の確保

課題

- 高齢化が進展する中、在宅医療の需要増が見込まれている
- 多職種連携が十分でなく、特に夜間の医師の負担が大きい
- 地域の実情に合った、障害福祉との連携も含めた在宅療養提供体制を構築する必要
- 災害時及び災害に備えた地域の関係者間の体制構築が必要

- 地域において在宅療養推進の中核となる『在宅療養において積極的役割を担う医療機関』の指定が必要
- 地域全体を見渡して関係者の調整役となる『在宅療養に必要な連携を担う拠点』の指定が必要

今後の取組

在宅療養において積極的役割を担う医療機関の指定

機能強化型在宅療養支援診療所・病院等を、地域の在宅療養を積極的に支える役割を担う医療機関として位置付け

（主な取組事項）

- 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- 他医療機関の支援
- 医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援
- 自施設のBCP策定のほか、同職種や多職種との連携型BCPや地域BCP策定の中心

在宅療養に必要な連携を担う拠点の指定

在宅医療・介護連携推進事業の実施主体である区市町村を、必要な連携を担う役割を有する拠点として位置付け

（主な取組事項）

- 障害福祉分野も含めた地域の関係者による協議の場の開催
- 包括的かつ継続的な支援に向けた関係機関の調整
- 災害時対応を含む関係機関の連携体制の構築
- 地域の関係者に対する必要な知識技能の研修や情報提供
- 地域住民に対する普及啓発

令和6年度中に「積極的役割を担う医療機関」と「必要な連携を担う拠点」の指定を進めていく

在宅療養に必要な連携を担う拠点について（案）

- ✓ 在宅医療・介護連携推進事業の実施主体として、地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の取組を推進している全区市町村を「在宅療養に必要な連携を担う拠点」として位置付ける。

目標

- ① 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。
- ② 在宅医療に関する人材育成を行うこと。
- ③ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。
- ④ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと。

求められる事項

- ✓ 在宅療養に必要な連携の推進に向け、地域の実情を踏まえ、以下の取組を実施

- ① **地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的**に開催し、在宅医療における**提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等**を実施すること。
- ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、**所在地や機能等を把握**し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる**様々な支援を包括的かつ継続的に提供**するよう、関係機関との調整を行うこと。
- ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、**関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進**を図ること。
- ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉**関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有**を行うこと。
- ⑤ 在宅医療に関する**地域住民への普及啓発**を実施すること。

今後の流れ

区市町村宛て通知発出

- 「目標」を達成するために必要な取組の実施状況を把握するため、区市町村を対象に、各取組の実施状況や意向等の調査を実施
- 調査結果の概要は区市町村へ共有するとともに、都の各種会議での活用を予定

「在宅療養に必要な連携を担う拠点」の一覧を都ホームページで公表

- ※ 「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」とあわせて公表

在宅療養において積極的役割を担う医療機関について（案）

- ✓ 原則として、機能強化型在宅療養支援診療所・病院から指定する。（原則として各区市町村に1以上）
- ✓ 指定に当たっては、地域の実情を踏まえて指定できるよう調整を進める。

目標

- ① 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと。
- ② 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと。
- ③ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと。
- ④ 患者の家族等への支援を行うこと。

求められる事項

- ✓ 地域の在宅療養を積極的に支えるため、地域の実情を踏まえ、以下の取組を実施
- ① 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、**患者の病状の急変時等における診療の支援**を行うこと。
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって**必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかける**こと。
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、**在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること。
- ④ **災害時等にも適切な医療を提供するための計画**（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を**策定**し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。
- ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、**療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介**すること。
- ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れ**を行うこと。

今後の流れ

区市町村や地区医師会等、
地域の関係者の意向を踏まえ、
指定の方法やスケジュール等を調整

積極的役割を担う医療機関を指定

- 指定した医療機関には、取組状況等に関する調査を実施
- 調査結果の概要は、都の各種会議での活用を予定

「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」の一覧を都ホームページで公表

※ 「在宅療養において必要な連携を担う拠点」とあわせて公表